

長野県産業人材育成プラン 3.0（第 12 次長野県職業能力開発計画）の策定について

産業人材育成課

1 趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項において「都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」とされており、県では、技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項、職業能力の開発の実施目標に関する事項、職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項を定めた「長野県職業能力開発計画」を 5 年ごとに策定している。

現計画である「第 11 次長野県職業能力開発計画」は、本年度が計画の最終年度となることから、令和 8 年度を初年度とする次期計画を策定する。

2 計画策定の概要

- (1) 計画期間：令和 8 年度～12 年度（5 年間）
- (2) 計画のねらい

本県の基幹産業である「ものづくり分野」及び幅広い業種にニーズの高い「情報分野」を中心とした人材育成を基本に、国、県、民間との連携・役割を踏まえつつ、県が取り組むべき産業人材育成の方向性を示す。

- (3) 計画の位置付け

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定に基づき、国の職業能力開発基本計画との整合を図るとともに、県の総合計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」、産業振興ビジョンである「長野県産業振興プラン」、「信州未来共創戦略」等を踏まえ策定するものとする。

3 策定スケジュール（予定）

令和 7 年度

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 12 月 24 日 | 審議会①【第 11 次計画の進捗状況、論点洗い出し】 |
| 3 月 | 審議会②【論点整理、重点論点議論、施策の方向性検討】 |

令和 8 年度

- | | |
|-----------|--------------|
| 5 月 | 審議会③【骨子案検討】 |
| 6 月 | 審議会④【答申案の検討】 |
| 7 月 | 答申 |
| 9 月 | 計画案策定 |
| 9 月～10 月頃 | パブリックコメント |
| 11 月 | 計画決定 |